

2011年度(平成23年度)労働者福祉に関する事業への支援要請 (平成22年11月17日)

番号	要 請 事 項	回 答	課 名																			
1	<p>労働者福祉運動の育成・強化について 全国の各都道府県において、労働者福祉に関わる諸課題は、さまざまな形で指導と育成が行われています。県の厳しい財政状況は十分理解していますが、勤労者の福祉環境の維持、改善を図るため、次の事項について要請致します。</p> <p>(1) 労働者福祉の充実について 労働者福祉運動を推進していくため、勤労者への必要な知識及び情報提供を行うため広報と研修、セミナー及び調査事業、県下各地域での勤労者福祉を充実させるため、助成支援を要請致します。</p> <p>(2) 「くらしサポートセンター島根」事業について 2008年6月に勤労者の「労働・生活」に関わる不安解消を図ることを目的に、各関係団体にご協力をいただき開設し、この間、県下の勤労者をはじめ県民からの相談に対応しております。相談件数も増加傾向にあり、西部地区への事務所の開設やアドバイザーの増員も検討しているところであります。については、「くらしサポートセンター島根」の更なる事業推進及び充実を図るため、助成支援を要請致します。</p> <p style="text-align: center;">実 績</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">2009年度</td> <td style="width: 15%;">労働相談</td> <td style="width: 15%;">120件</td> <td style="width: 15%;">生活相談</td> <td style="width: 15%;">66件</td> </tr> <tr> <td>2010年度</td> <td>労働相談</td> <td>100件</td> <td>生活相談</td> <td>75件</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(2010年は1月～9月末実績)</p> <p>(3) 情報交換と意見交換の場について これまで雇用政策課を窓口として、労働者福祉に関わる諸施策に対して、相互の情報交換と意見交換を行っています。今後も引き続き、県各部局との意見交換の場を設定していただきますよう要請致します。</p> <p>(4) 2011年度(平成23年度)県補助金について 上記のことを踏まえ、2011年度の県補助金を以下のとおり要請致します。特段のご配慮をお願い致します。尚、2011年度の補助金対象事業の内容および積算表につきましては、別紙のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">2011年度</td> <td style="width: 15%;">要請額</td> <td style="width: 15%;">170万円</td> </tr> <tr> <td>事業開始予定年月日</td> <td>2011年</td> <td>4月1日</td> </tr> <tr> <td>事業完了予定年月日</td> <td>2012年</td> <td>3月31日</td> </tr> </table>	2009年度	労働相談	120件	生活相談	66件	2010年度	労働相談	100件	生活相談	75件	2011年度	要請額	170万円	事業開始予定年月日	2011年	4月1日	事業完了予定年月日	2012年	3月31日	<p>(1)労働者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たしている役割は認識しており、補助金交付要綱に従い、予算の範囲内で補助を行う予定です。</p> <p>(2)「くらしサポートセンター島根」事業については労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、労働者の福祉向上を図る観点から有意義な事業であると認識しており、予算の範囲内で支援したいと考えております。</p> <p>(3)従来からご意見を伺うと共に意見交換等も実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。</p> <p>(4)来年度予算編成においては、財政健全化のもと、大変厳しい状況にありますが労働者福祉の向上は重要であり、効果的な事業が実施できるよう予算確保に努めていきたいと考えております。</p>	<p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p>
2009年度	労働相談	120件	生活相談	66件																		
2010年度	労働相談	100件	生活相談	75件																		
2011年度	要請額	170万円																				
事業開始予定年月日	2011年	4月1日																				
事業完了予定年月日	2012年	3月31日																				
2 (1)	<p>格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化について 生活保護制度の充実について 未だ経済危機・雇用崩壊により、国民の6人に1人が貧困(2</p>	<p>(1)生活保護制度は、社会保障の最後のセーフティネットであることから、各福祉事務所に対して、引き続き、生活保護の適正実施につい</p>	<p>地域福祉課</p>																			

007年度相対貧困率15.7%)という現状を直視し、中央労協協は、『国に対する政策要求の中で、貧困の削減を提唱しつつ、生活保護制度は「最後の」セーフティネットであり、国の責任において確実な財源保障を行う。このため、生活保護費の全額国庫負担も視野に見直しを図るとともに、当面、生活保護申請が集中している自治体への財政負担を軽減する仕組みを早急に創設する』ことを要請しています。

また、生活保護の利用者が急増している中であって、特に、その支援にあたるケースワーカーの人手不足や過重労働は深刻な問題となっており、現場では生活保護費の支給の遅れや援助の不足などの弊害が解消されていません。

ついては、生活保護に関して、県の対応及び各市町村や福祉事務所に対し、引き続き、指導がなされますよう要請致します。

県内の各市町村別の生活保護申請者件数・生活保護受給者件数を公表し、県として貧困に関する公的な調査を行い、公表されるよう要請致します。

生活保護基準(最低生活費)の切り下げに連動して、地方税の非課税基準、就学援助や国民健康保険料・介護保険料の減免基準など生存権保障の水準の切り下げも危惧されており、県として国に対して、生活保護基準の切り下げ阻止に関して働きかけられるよう要請致します。

生活保護法の本来の趣旨に添い「受けられるべき生活保護」が受けられず、高金利の貸付(ヤミ金融)が増加する事態が生じないよう生活保護の申請権や受給権を侵害しない運用をがなされるよう要請致します。

生活保護制度のパンフレットや申請書を行政の各相談窓口を設置されるとともに、ホームページや広報誌などにより、市町村を通じて広く県民に周知され、総合的な相談や支援体制の強化が図られるよう要請致します。

自立支援プログラムにおいては、経済的自立(就労支援)のみでなく、日常生活の支援や社会生活の支援も重視され

て指導を徹底していきます。

県内の生活保護の状況については、統計情報を取りまとめた冊子の発行等、公表に努めておりますが、今後もできる限りの公表に努めていきます。

平成21年10月20日に厚生労働省から発表された日本の貧困率については、国民基礎調査をもとに算出されていますが、各都道府県で調査した国民基礎調査のデータについては調査対象数が少なく、単独の県の数値を分析しても、その県の傾向を表したものとは言えません。

また、同様の調査を県独自で実施することは、費用も時間もかかることから、いまのところ実施を考えていません。

憲法に基づき国が国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準としての「ナショナルミニマム」について、国に設置された「ナショナルミニマム研究会」で検討が進められ、6月に中間報告が取りまとめられました。

この報告では、ナショナルミニマムは生活保護に限らず、社会保障や雇用政策の根幹となるべきものとして、最低生活費の水準設定の考え方や具体的な方法についてはさらに検討が必要とされており、県としても今後の検討状況を見守っていきたいと考えています。

生活保護基準の見直しに当たっては、セーフティネットとしての本来の機能を果たしていくことが重要であるという観点から、必要に応じて国に対し意見を述べていきます。

生活保護を受けるべき方が受給できないようなことがあってはならないので、申請の意思があれば適正に対応するよう指導します。

生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、様々な支援施策との連携を図りながら、必要に応じて制度周知を行うよう指導します。

自立支援プログラムについては、今後も、被保護者の抱える多様な課題に対応できるような策定を指導します。

地域福祉課

健康福祉総務課

地域福祉課

地域福祉課

地域福祉課

地域福祉課

るよう要請致します。

福祉現場の業務拡大や自立支援業務の高度化などをふまえ、ケースワーカー（福祉事務所職員）の増員、専門性の確保が図られるよう要請致します。

ケースワーカーに不足が生じて事務処理に支障をきたしている場合は、適正人員を確保するよう指導します。また、専門性の向上のために、社会福祉主事の資格取得や各種研修会への参加に努めるよう引き続き指導します。

地域福祉課

(2) 新たなセーフティーネットの運用改善について

現行の生活保護制度は、昭和25年に制定され以来56年が経過し、少子高齢、人口減少社会の到来、家族の変容、就業形態の変化、ワーキングプアの広がりなど、戦後の日本の社会経済構造の大変化に十分対応できず、「保護する制度」から「再チャレンジする人に手を差し伸べる制度へ」と法改正が検討され、2009年10月から雇用保険と生活保護との空白を埋めるため3年間の期限付きで「新たなセーフティーネット」が実施されました。

については、新たなセーフティーネットに関して、県の対応及び各市町村や関係団体に対し、指導がなされますよう要請致します。

実際に利用される制度にするため、十分な広報と周知を図られるよう要請致します。

新たなセーフティネットについては、市町村や社会福祉協議会の窓口にてリーフレット等を配置したり、広報誌に掲載したりして、周知を図っています。

また、全県と9つのハローワークの圏域ごとに関係機関からなる「生活福祉・就労支援協議会」を設置し、利用可能な制度の紹介や実施機関への誘導等相互協力を行っているところであり、年末に向けて各地域の協議会において取組強化期間を設定し、集中的な広報・周知に取り組んでいます。

今後も、関係機関と連携して十分な広報と周知に努めます。

地域福祉課

各市町村等の窓口では、相談者のニーズに即して、適切な選択と迅速な利用ができるよう要請致します。

制度の相談・申請窓口である市町村、市町村社会福祉協議会、ハローワークの各関係機関は、日頃から連携を密にし、情報を共有しながら、対応しているところです。

また、県社会福祉協議会及び松江市など4市の社会福祉協議会では、申込者に対する相談支援や関係機関との連絡調整などを行う相談員を新たに配置し、相談体制を強化しています。

県としても、相談者の状況に応じた適切な選択や迅速な利用が図られるよう、相談体制の充実を図っていきます。

地域福祉課

この制度への誘導によって、生活保護の利用が不当に抑制されないよう要請致します。

関係機関が相互に連携し、適切な利用誘導が実施されるよう努めていますが、今後も、より一層の連携を図るとともに、福祉事務所においては、この制度の活用が見込まれる者から生活保護の相談があった場合、貸付制度等の活用を強要することがないよう指導します。

地域福祉課

反社会的勢力などによる制度の悪用に対しては、行政や警察等の専門機関の連携を図り迅速かつ厳格な対応策が講じられるよう要請致します。

制度の利用申込みにあたり、反社会的勢力などが疑われる場合には、警察と連携し、情報提供を受けるなど、制度の不正な利用に繋がらないよう取り組みます。

地域福祉課

「新たなセーフティネット」を恒久化するよつに、国へ働きかけられるよう要請致します。

(3) 失業者と自殺について

全国における2010年8月の完全失業者数は337万人(昨年は363万人)・完全失業率は5.1%(昨年は5.3%)。なかでも、若年者(15歳~24歳)は9.6%と際立っているとされています。島根県においても、未だ再就職できず、失業者も減少しているとは言えない状況です。また、病気に加え、失業・生活苦を起因とした自殺も減少傾向にはないと認識しています。

ついては、失業者と自殺に関して、次のことに対するご回答をいただきますよう要請致します。

これまで県に対して、「失業者等に対する総合的な相談をワンストップで行う施設の整備や就職安定資金融資などの運用改善、再就職支援や住居、生活支援等」など、県労福協としての失業者対策を提言し、県でも積極的にさまざまな雇用施策等が講じられていると考えますが、失業者に歯止めがかからない状況認識及び、若年無業者(ニート)を含めた若年者の就労支援に関する県の対応についてお伺い致します。また、この3年間での雇用対策で、どのような成果が表れていると認識されているのかをお伺い致します。

県として、さまざまな自殺対策を講じられていると考えていますが、自殺に歯止めがかからない状況認識についてお伺い致します。また、この3年間での自殺対策でどのような成果が表れていると認識されているのかをお伺い致します。

新たなセーフティネットの支援施策のなかには、緊急経済対策として期間が限定されているものもありますが、現在も厳しい雇用情勢が継続しており、今後、雇用情勢の回復や支援施策の利用状況を見ながら、必要に応じて国に制度継続の働きかけを行っていきます。

本県においても、完全失業率は、平成21年は3.7パーセントで、平成19年に比べて1.3ポイント上昇しており、雇用情勢は依然として厳しいと認識しています。

県では、若年者の就労を支援するため、次のような取り組みを実施しています。

- ・「ジョブカフェしまね」において、併設ハローワークと連携しながら、利用者ニーズに沿ったカウンセリングを行うとともに、企業ガイダンスや企業見学、インターンシップなどの実施により、若年者の県内企業への就職を支援しています。

- ・「しまね若者サポートステーション」において、若年無業者の職業的自立を支援するため、本人やその家族などに対し、カウンセリングや就職支援セミナーなどを個別的・継続的に行っています。

- ・国の緊急雇用創出事業を活用し、若年失業者の方を地域の民間企業で雇用してもらい、職場での実践研修や外部研修を組み合わせ、企業で働くために必要な知識・技術を習得してもらう事業を経済団体へ委託し実施しています。

失業者の次の雇用までの短期の就業機会を創出する「緊急雇用創出事業」では、平成22年10月末現在で4,649人、地域における継続的な雇用機会の創出を図る「ふるさと雇用再生特別基金事業」では、平成22年10月末現在で686人の雇用を創出しており、失業者の雇用の受け皿として一定の効果を果たしているものと考えています。

自殺の要因には、健康問題のほか、経済・生活問題や家庭問題、勤務問題、男女問題、学校問題など様々なものがあり、多くの場合、複数の要因が連鎖することで心理的に追い込まれ、自殺に至っているということが分かってきています。

警察庁のデータを元に内閣府がとりまとめた統計によると、本県では健康問題を主因とするものが最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題という順になっています。

このような状況の中、本県では、平成20年度に「島根県自殺対策総合計画」を策定するとともに、関係機関・団体で構成する「島根県自殺総合対策連絡協議会」を立ち上げたほか、保健所を中心に設置している「自殺予防対策圏域連絡会」を核として、各圏域ごとに、それ

地域福祉課

雇用政策課

障がい福祉課

その実情を踏まえて自殺予防対策に取り組んできています。

また、これまで自殺予防対策は県（保健所）中心に実施してきましたが、昨年度から住民に身近な市町村にも主体的に担ってもらうよう働きかけています。

自殺予防対策の具体的な内容としては、ゲートキーパー（心の不調に気づき、その人に寄り添いながら話を聴き、必要に応じ相談機関等を紹介する人材）の育成、かかりつけ医に対するうつ病対応力向上研修の実施、ハイリスク者である自死遺族の集いの開催、関係機関相互の連携促進などを推進してきたほか、精神疾患（うつ病等）への偏見をなくすことや、周囲が異変に気づき、孤立させないための対応のあり方などを内容とする意識啓発にも取り組みました。

これらの取組は、それぞれの所期の目的を達成したと考えていますが、自殺の背景には様々な要因等が複雑に関係していることが多いことから、自殺者数の減少や自殺死亡率の低下という最終的な大きな目標の実現のためには、中長期的で幅広い視点に基づく地道な取組が必要であると考えています。

(1)「島根県消費者金融等被害防止対策会議」については、今年度多重債務対策部会の構成員を拡充し、改正貸金業法の完全施行に伴う多重債務対策と関係機関の連携について協議いたしました。今後も、緊急な課題等に連携して対応できるよう随時開催してまいります。

多重債務問題の深刻化等の状況を踏まえて、昨年10月、生活福祉資金貸付制度が大幅に改正され、債務整理のための弁護士等費用や生活再建までの必要な生活費が資金種類に盛り込まれました。

今後も、多重債務の予防や悪化を防止する観点から、生活福祉資金貸付制度の積極的な周知と活用を図っていきます。

生活福祉資金の相談体制を充実するため、本年度から県社会福祉協議会及び4市の社会福祉協議会に7名の相談員を配置しています。

今後も、貸付を円滑に実施できるよう相談体制の強化を進めていきます。

県内の高等学校では、教科「公民」・「家庭」において、経済社会や消費生活等の単元で、生徒全員が金融や経済について学習します。また、「総合的な学習の時間」や卒業前の研修講座等を利用して金融教育を行っています。今後も民間からの講師を活用しながら、より一層の充実を図ります。

県立大学においては、「消費生活論」「民法」を開講し、自分の行動に責任が持てる消費者として消費生活のあるべき姿をめざす授業や、多重債務の問題に触れながら詐欺、強迫、契約の解除などについて法的思考力が身につくような授業を行っています。また、全学生に配布している学生便覧では、学生ローン等を利用する場合に自己の支

3 消費者政策の充実について

(1) 多重債務対策について

島根県においては、「島根県消費者金融等被害防止対策会議」が設置され、多重債務に苦しむ人の救済に向け、積極的に取り組まれていることに敬意を表します。引き続き、その対策会議の定期的な開催と機能強化を要請致します。また、県労福協は、この対策会議の席上で次の提言を行ってまいりました。このことについて、県として積極的な対応がなされますよう要請致します。

多重債務の問題対策は、ただ単に借金解決のためのものではありません。介護や医療費などの必要最低限の資金を工面するため、債務整理後の多重債務者は、借りることができず暴力や虐待による家庭崩壊、学校内でのいじめ、不登校、殺人、自殺などの悪循環を招く恐れがあります。県として、こうした低所得者や債務整理後の借りられない人に対する個人向けセーフティーネット貸付について、県独自に基金等の整備について検討されるよう要請致します。

生活福祉資金貸付制度については、所得制限の緩和、手続きの簡素化など、窓口となる社会福祉協議会の体制面も含めて更に整備が図られるよう要請致します。

金融・経済・教育の強化に向けて、県内の高等学校、大学等におけるカリキュラムの標準化を検討し、官民が連携して具体化を図るよう要請致します。

環境生活総務課

地域福祉課

地域福祉課

高校教育課

総務課

払能力を十分認識し必要最低限の利用にととの即度ある消費生活に努めるよう注意喚起しています。

(2)県消費者センターに寄せられた「保証人紹介ビジネスのトラブル」に関する相談は、今年度は現在まで受けていませんが、平成21年度は、保証人紹介ビジネスの安全性に関する問い合わせが2件、更新料や解約に関する相談が2件の計4件ありました。

県では、こうした消費者からの相談に対しては、内容をしっかり聞き、解決策の助言を行ったり、必要な場合は事業者との直接の交渉も行っています。

こうしたトラブルは未然に防止することが大切であり、適宜、市町村や関係団体を通じた情報提供や、ラジオ、新聞、広報誌などを使った啓発に努めます。

現在、県では、消費者金融等被害防止対策会議や高齢消費者被害防止対策会議など官民関係団体により構成する組織を設置し、各団体との連携を図りながら消費者行政を推進しているところです。

この連携に基づいて、例えば、多重債務問題については弁護士会等と連携して相談会を実施するなど、成果を上げています。

消費者行政は、その範囲が極めて広いため、総合的な共同組織より、各課題に則した組織により対応するのが効率的、効果的と考えます。

今後とも、連携組織については、各種課題に応じて、必要な見直しを行いつつ、消費者行政の活性化に生かすよう努めます。

県においては、研修の強化による相談員等のレベルアップを図るなど相談体制の充実や市町村の相談窓口の機能強化を働きかけているところであり、併せて、啓発・情報提供による消費者問題の予防や事業者指導なども行い、消費者行政の充実に努めます。

県は、国から地方消費者行政活性化交付金の交付を受け、基金を造成したところであり、当面は、この基金を有効に活用して消費者行政の活性化を図ることとしております。

また、国において、消費者庁設置後3年以内に消費生活センターの法制上の位置づけ並びにその適正な配置及び人員確保、消費生活相談員の待遇改善等のあり方について全般的な検討が行われることとされており、引き続き、これらの動向を見極めていくとともに、必要に応じ会議の場等で要請してまいります。

(3)毎年度策定する「鳥根県食品衛生監視指導計画」は、新聞広告や県のホームページなどにより公表しているところです。

公表にあたっては、その概要版も作成し、当該年度に重点的に監視指導する項目やリスクコミュニケーションの実施に関する事項などを抜き出し、できるだけ県民の皆様にはわかりやすく説明しているところですが、今後も、創意工夫を重ねながら、わかりやすく伝えていきたいと考えます。

また、県民とのリスクコミュニケーションや学習の場については、8月の食品衛生月間を中心に食品衛生講習会などを開催しているところ

(2) 割賦販売等被害者の救済について

国民生活センターでは、特に割賦販売や保証人紹介ビジネスのトラブル等に関する相談件数が増加傾向にあるとされています。鳥根県においては、消費者センターを中心として「消費者被害」に迅速に対応するための手段として相談員の増員など「積極的な相談体制」の強化が図られていると認識しております。更に、地方消費者行政を強化するため、次のことについて要請致します。また、「保証人紹介ビジネスのトラブル」について、その鳥根県内の実態と県の対応についてお問い合わせ致します。

消費者行政の土台である地方消費者行政・相談機能を強化することが必要であると考えます。県として、消費者行政を総合的に推進する機関（県、市町村、消費者、労働者福祉団体も参加する官民共同組織）を独自に設置されるよう要請致します。

消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の強化、行政処分の執行体制の強化など、消費者行政の充実と強化を図られるよう要請致します。

県として国に対し、地方消費者行政予算の大幅な拡充や、消費生活相談員の権限の強化、待遇改善と雇用安定が図られるよう働きかけること、また、このことに対応するため、県独自で予算の拡充などの施策を講じられるよう要請致します。

(3) 食の安全・安心の確保について

『食品衛生監視指導計画』が毎年策定され、県のホームページ等での公表や「鳥根県食育・食の安全推進協議会」での意見交換など実施され一定の評価をしております。しかし、多くの県民はこうした計画が策定され、食品衛生対策が進められていることを知らないというのが実態だろうと考えます。多くの県民に対して、分かりやすく知らせる機会を増やすために、ホームページの内容につきましては、映像、グラフ、新旧年度計画対照表など掲載内容の工夫によって見やすい状況を出せるだけ

環境生活総務課

環境生活総務課

環境生活総務課

環境生活総務課

薬事衛生課

つくって頂きたいと考えます。

また、多くの県民が学ぶ場や気軽に意見を表明できる場の設置が非常に重要だと考えます。県民とのリスクコミュニケーションの場や学習の場をさらに増やすことにより県全体の食品衛生環境を前進させて頂きますよう要望を致します。

4 医療施策の充実について

島根県においては、少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、離島、中山間地をはじめとする地域や診療科における医師不足及び、偏在や看護師をはじめとした医療スタッフ不足の解消は喫緊の課題となっております。

については、産婦人科をはじめ安心して子供を産み育てられる医療機関の整備など、県民が安心して信頼のできる医療を地域で受けられるための施策が講じられるよう、引き続き要請致します。また、このことについては、県として国に働きかけられるよう強く要請致します。

(1) 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、医療財源の確保が図られるよう要請致します。

(2) 昨年度、大田市立病院が外科医等、常勤医師の大幅な減少により救急指定が取り下げられるなど、県民生活に多大な影響が生じています。地域医療を担う医師・看護師の確保と養成のため、強力な支援体制が図られるよう要請致します。

5 介護施策の充実について

高齢化率が最も高い島根県において、要介護人口が増加する中で福祉・介護現場に携わる労働者の離職率は、法改正後も未だ低賃金や過重労働が起因して極めて高い状況にあります。

県として引き続き、介護事業現場の実態調査を実施されるなど、要介護者が安心して介護が受けられる環境整備を推進されるとともに、介護労働者の労働環境や人材確保などの課題を考慮した「島根県ならではの万全な介護現場を構築」する施策を講じられるよう、引き続き要請致します。

6 中小企業労働者の福祉の充実について

県内企業では、未だ労働条件をはじめ、福利厚生の中でも大企業と中小零細企業で働く労働者の格差が生じています。島根県で暮らす市民の多数は中小零細企業で働く人々とその家族であり、生活基盤の安定は格差の是正や地域社会の発展、経済活性化の視点からも重要な課題と考えます。今や3人に1人が非

らですか、できるだけ多くの機会でごつした場が設定できるよつ、対応していきたいと考えています。

(1)地域医療確保のためには医療従事者の確保が喫緊の課題です。そのような観点から、国に対して、これまでも診療報酬の見直しや確保対策に対する財政支援の充実の要望を行っており、引き続き行っていきます。

(2)県として、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保・養成に関する対策を従来から行っています。さらに、地域医療再生計画に基づき、即効性のある対策を中心にその拡充を図ります。また、国に対しても、引き続き支援体制の充実の要望を行っていきます。

県内の介護事業現場における離職状況については、島根県福祉人材センターが実施している「福祉人材の定着に関する調査」において、その実態を把握しているところです。

介護労働者の安定した人材確保を行うため、国では平成21年4月に介護報酬の3%プラス改定がされ、さらには、賃金改善につながる処遇改善交付金制度が導入され、賃金改善と合わせて介護職員のキャリアアップのための取組みが進められているところです。また、県においても緊急雇用創出事業を活用して介護雇用創造プログラム事業等の福祉人材確保・定着推進事業を実施し、早期離職防止や介護人材の安定確保を目指しているところです。

今後も引き続き、介護の職場のイメージアップや、早期離職防止のために就職の際のマッチング事業、処遇改善に向けた事業者へのセミナー等、介護労働者の労働環境改善や安定した人材確保に向けた事業を実施していきます。

医療政策課

医療政策課

高齢者福祉課

<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>止規雇用といつ美態をかまえ、次のことについて、引き続き要請致します。</p> <p>現在の東部・西部勤労者共済会については、引き続き自立と再生に向けて、広域化によるスケールメリットの発揮や、万一の時の生活保障など魅力あるサービス内容になるよう、また、2010年以降の国庫補助廃止に代わる新たなスキームでの財政措置の検討を含め、県として引き続き、強力な指導と支援策の拡充が図られるよう要請致します。</p> <p>中小企業経営者に対する財形貯蓄制度の導入促進と融資制度の利用促進を図るため、県として引き続き、実効性のある周知・広報活動がなされるよう要請致します。</p> <p>中小企業退職金制度の普及拡大に向けての加入促進について、県として引き続き、更なる指導がなされるよう要請致します。</p>	<p>(1)勤労者共済会に対する国庫補助制度は、勤労者共済会の自立化を目的とした見直しや行政改革の方針に基づき、国として終了を決定したところであり、鳥根県の場合は、(財)鳥根県東部勤労者共済会は平成21年度、(財)鳥根県西部勤労者共済会は平成22年度で終了とされました。</p> <p>こうした状況に対応するため、各勤労者共済会においては、自立化に向けた経営改善に取り組んできたところであり、県としても各勤労者共済会が安定した経営ができるよう会員加入の促進を図るための事業啓発及び商工団体等への巡回訪問等の自立化支援を行ってきたところです。</p> <p>(財)東部勤労者共済会においては、今年度から平成20年度に策定した自立化計画を実施にうつし、国・市町村の補助に頼らない運営を開始しました。</p> <p>(財)西部勤労者共済会においても来年度から国庫補助に頼らない運営を行うため、構成市町等とも協議し、国庫補助廃止後も当面5年間は市町補助を継続する方向で合意を得て、今後も自立化をすすめていくこととされました。</p> <p>各勤労者共済会が安定した運営を継続していくには、今後とも経営改善や自主財源確保のための会員加入の促進をすすめていく必要があります。</p> <p>県としても各勤労者共済会への会員加入の促進を図るため、引き続き、事業啓発及び商工団体等への巡回訪問等を実施するほか、西部勤労者共済会へ緊急雇用創出事業を活用した会員加入推進員を配置し、安定した運営を継続できるよう支援を継続していきます。</p> <p>(2)鳥根県中小企業制度融資では、従業員の労働環境整備などを対象とする資金として「人にやさしい環境整備支援資金」を用意しています。本制度の周知を図るため、県のホームページへの掲載や「金融のしおり」の配付等を行うほか、融資窓口である商工会・商工会議所などにおいて中小企業者の相談に応じ必要な資金の紹介などを実施しているところであり、今後も引き続き周知等に努めてまいります。</p> <p>勤労者財産形成促進制度については独立行政法人雇用・能力開発機構において運営されていますが、県でもホームページなどで事業を紹介し、制度の普及に努めています。今後ともホームページ等を活用し、制度の普及に努めていきます。</p> <p>(3)中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済会機構において運営されていますが、県でもホームページや「企業支援ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。</p> <p>また、中退共普及推進員と連携し、加入促進に努めています。今後ともこのような取組みにより制度の普及に努めていきます。</p>	<p>雇用政策課</p> <p>中小企業課</p> <p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p>
----------------------------------	---	---	---